

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
土木研究所	事務及び事業の見直し			
	【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○土木研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	・年度事業計画において重点的研究開発課題を具体的に明示し、平成19年度は全研究予算の約69%を充当した。 ・研究課題の設定にあたっては、事前および中間評価等の評価結果を踏まえ、他の研究機関及び民間との相違・役割分担等の明確化を適切に行っている。	◎	平成20年4月
	組織の見直し			
	【支部・事業所等の見直し】 ○中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。	・着実な実施に向けて検討を行っている。	○	平成23年3月
	○平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。	・着実な実施に向けて検討を行っている。	○	平成22年3月
	【組織体制の整備】 ○平成21年度までに既存の研究組織を統廃合し、既設建造物の適切な維持管理など新たな社会的ニーズに応じた研究組織を設置する。	・既存の研究組織を統廃合し、既設建造物の適切な維持管理などの新たな社会的ニーズに応じた研究組織として構造物メンテナンス研究センターの設立を行った。	◎	平成20年4月
	運営の効率化及び自律化			
【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。	・競争的資金応募に際しての課題設定や書類作成のアドバイス体制の強化に努めるとともに、申請書類等の留意事項を所内ホームページに掲載するなど支援体制の充実を図った。 ・文部科学省、日本学術振興会等の競争的資金を着実に獲得するとともに、獲得する競争的資金の質の向上も図られた。	◎	平成20年4月	
○特許権等の知的財産の利用環境の整備等による特許料収入等の確保や保有する施設の外部機関への貸付け等の取組により、自己収入の増大を図る。	・特許等の知的財産の審査・利用環境の整備や積極的な普及活動等により、特許等の実施化率は約15%と高い水準を保持し、新規契約に係る特許等使用料は独法化後過去最高額となった。 ・施設の大口貸付けの減少や所内使用の大幅な増加等により、貸付け収入は減少したものの独法化以降着実に推移している。	◎	平成20年4月	
建築研究所	事務及び事業の見直し			
	【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	建築研究所では、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえ、18の重点的研究開発課題を設定し、総研究費（外部資金等を除く）の概ね70%を充当し、建築研究所として必要な研究の重点化を図るとともに、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を踏まえ、建築・住宅等に関する技術基準の策定等行政ニーズに資する研究開発や質の高い民間の技術開発を誘導・促進するための研究開発及び大規模地震等の災害時の建築被害に対する技術の普及等に関する研究を実施している。	◎	平成20年4月
	○第2期中期計画期間の中間年度（平成20年度）に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。	第2期中期計画における重点的研究開発課題について、進捗状況を精査し、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題の見直しについて、平成20年度中に結論を得る。	○	平成21年3月 見込み
【業務運営体制の整備】 ○研究者の資質の向上を図るため、研究者の業績を評価するシステムについて、平成19年度中に、評価システムの運用上の課題整理を行い、平成20年度から導入する。	研究者の業績を評価するシステムについては、平成19年度に行った評価システムの運用上の課題整理の結果を踏まえ、平成20年度から導入する。	○	平成21年3月 見込み	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
建築研究所	【民間委託の推進】 ○平成21年度に車両運転管理業務について競争入札により外部委託する。	平成21年度からの外部委託の内容を検討している。	○	平成21年4月見込み
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。	平成20年度に廃止予定。	○	平成21年3月見込み
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○事務運営の効率化を図るため、平成19年度中に、決裁の電子化の導入に関する運用上の課題整理を行い、平成20年度に簡易な決裁について電子決裁に移行する。	平成19年度中に、独立行政法人建築研究所決裁規程における決裁区分に関する達(平成19年達第11号)を制定し、電子化に向けた決裁案件の分類化を進めるとともに、部長、グループ長、センター長及び課長専決のうち、総務部及び企画部の簡易な案件について電子決裁を導入した。また、平成20年度中に研究グループ等において導入予定。	○	平成21年3月見込み
	【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。	様々な競争的研究資金についての応募要件や特性等について情報の共有化を図り、それぞれの制度の特性に応じて、組織的に研究開発項目の整理を行うとともに、申請を希望する研究者からの申請内容の事前ヒアリングによる研究内容や研究体制等のブラッシュアップを行い、競争的資金の獲得に努めている。	◎	平成20年4月
	○特許等の出願を奨励し、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出し等による取組により自己収入の増大を図る。	研究者への職務発明補償ルールを定めた職務発明取扱規程に基づき研究者の職務発明に対するインセンティブの向上を図ることにより特許の出願を奨励しているほか、外部機関への貸付の手続きを整備し利用可能な期間を早期にホームページ上で公表するなど実験施設の貸出等の取組の促進に努めている。	◎	平成20年4月
交通安全環境研究所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、統合後の研究の重点化等について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。新しい中期目標及び中期計画の開始時期は平成23年4月を想定している。	○	平成23年3月目途
	○統合に合わせて、自動車審査・リコール関係業務を、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。	自動車審査・リコール関係業務について、H23年度からの自動車検査独立行政法人への業務移管を目的に、本省、研究所及び自動車検査独立行政法人の担当者による検討を進めているところ。	○	平成23年3月目途
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。なお、自動車審査・リコール関係部署は、交通分野4研究機関の統合に合わせて、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、4研究機関の統合に向けた条件整備について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。	○	平成23年3月目途
	【支部・事業所等の見直し】 ○以下の研究施設については、当該施設を利用した研究調査が終了していることから、平成21年度までに廃止する。 ①照明実験施設 ②写真解析施設	平成19年度末に廃止し、倉庫等に活用している。	◎	平成19年度末

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
交通安全環境研究所	○以下の研究設備については、利用頻度が低下していることから、廃止することとし、その廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得る。 ①重連車両模擬試験設備 ②慣性モーメント測定設備	廃止時期等について、平成20年度中に結論を得るべく、廃止費用の手当等の検討を進めているところ。	○	平成21年3月目途
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○所内フォーラムの実施や審査担当者に対する所内資格認定制度の活用により、職員に対する指導、研修の一層の充実・強化を図る。	職員に対する指導、研修の一層の充実・強化のため、所内フォーラムは毎月1回開催し、審査担当者に対する所内資格取得のための研修を増やすこととした。	◎	平成20年4月
	【自己収入の増大】 ○共同研究・受託研究の増加、知財収入の増加、競争的資金の獲得等により自己収入の増大を図る。	過去の実績、問い合わせ先などを掲載した共同研究・受託研究のページを研究所ホームページに掲載した。また、競争的資金の募集情報を研究者全員にメール配信し、応募件数の増加に努めている。	◎	平成20年4月
海上技術安全研究所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、統合後の研究の重点化等について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。 新しい中期目標及び中期計画は平成23年4月を想定している。	○	平成23年3月
	○要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成19年度で廃止する。 ①新材料研究開発の研究 ②CO2深海貯留研究	いずれについても20年度以降、実施する計画はない。	◎	平成20年3月
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、4研究機関の統合に向けた条件整備について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。	19年度下半期にメーカー出身の知財専門家を採用。プログラム登録実績が18年度の22件から19年度には71件へと3倍強に増やすなど大きな実績を挙げている。20年度以降、戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する予定。	○	平成23年3月
○船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。	プログラム保守費用も含めたプログラム収入は、18年度が23,745千円であったのに対して、19年度は24,218千円と増加している。	◎	平成20年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
海上技術安全研究所	○民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことより自己収入の増大を図る。	民間からの委託研究は、18年度が79件 契約額309,020千円であったのに対して、19年度は、107件408,446千円と増加している。	◎	平成20年3月
港湾空港技術研究所	事務及び事業の見直し			
	【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、統合後の研究の重点化等について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。新しい中期目標及び中期計画は平成23年4月を想定している。	○	平成23年3月 目途
	○平成21年度までに外部評価委員会の意見を踏まえつつ、重点化すべき研究等について見直しを行うとともに、平成22年度末までに津波防災対策や国際基準の策定等の国際貢献に資する研究に研究資源を重点化する。	外部評価委員会の意見を踏まえつつ「海洋基本法」等に対応した海洋研究領域を平成20年度に設置する等、更なる研究資源の重点化に着手。今後更に検討を行うこととしている。	○	平成23年3月
	組織の見直し			
	【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。	4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、4研究機関の統合に向けた条件整備について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。	○	平成23年3月 目途
	【組織体制の整備】 ○平成22年度末までに施工・制御技術部の廃止を含め、研究部を再編する。	施工・制御技術部の整理・縮小、海洋・水工部、地盤・構造部の部を越えた組織再編等、平成20年度から研究部の再編に着手。今後更に検討を行うこととしている。	○	平成23年3月
	○平成22年度末までに行政職職員の人員を平成18年度に比べ2割削減する。	現在、平成22年度末を目標に行政職員の削減とそれに対応した事務組織のあり方を検討中。	○	平成23年3月
運営の効率化及び自律化				
【自己収入の増大】 ○外部競争的資金の獲得のための体制である所内アドバイザー制度について、民間研究機関等外部機関との共同研究・受託研究を更に推進するため、平成22年度までに共同研究・受託研究に関しても拡充し、自己収入の増大を図る。	外部競争的資金による研究、共同研究及び受託研究に積極的に取り組むため所内アドバイザー制度等の自己資金拡大策を検討中。	○	平成23年3月	
○特許等の知的財産権について講演会やホームページ上の広報等によりその活用を促進する、寄附金について募集の仕組みを工夫するなどの取組により、自己収入の増大を図る。	知的財産権の活用促進をテーマに専門家による講演会を開催する等その活用促進策を実施中。また更なる活用策について検討中。寄附金については、関係団体への事業説明を毎年実施する等寄附金を働きかける一方、寄附金収入拡大のための方策を検討中。	○	平成23年3月	
事務及び事業の見直し				
電子航法研究所	【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	・4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、統合後の研究の重点化等について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。 ・新しい中期目標及び中期計画は平成23年4月を想定している。	○	平成23年3月 目途

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
電子航法研究所	【電子航法に関する研究開発】 ○「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止し、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題に特化する。	・「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止。平成20年度から、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題である「洋上経路システムの高度化の研究」及び「ターミナル空域の評価手法に関する研究」に着手。	◎	平成19年度
	○航空システム開発分野の以下の2研究課題を廃止し、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究に特化する。 ①静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究(平成19年度廃止) ②高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究(平成20年度廃止)	・「静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究」は平成19年度で廃止。「高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究」は平成20年度で廃止予定。平成20年度から、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究として「GNSS精密進入システムにおける安全性の解析及び管理技術の開発」に着手。	○	平成20年度
	組織の見直し			
	【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。	・4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、H23年度からの新法人への移行を目的に、4研究機関の統合に向けた条件整備について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。	○	平成23年3月目途
	【組織体制の整備】 ○航空交通管理に関する研究において、海外等の外部人材を積極的に活用する。	・海外機関において研究経験があるドイツ人研究者を採用し、ATMモデリングに関するセミナーの企画や開催など航空交通管理領域の研究員として積極的に活用。	◎	平成19年度
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○内部統制検討委員会を立ち上げるとともに、情報セキュリティ研修や著作権講習会を実施する等、当該機能を強化する。	・内部統制検討委員会を立ち上げ、コンプライアンス体制の構築に向けて作業を開始。 ・平成20年度は情報セキュリティ研修と著作権講習会を実施予定。	○	平成21年3月
	○業務・事業に適した管理会計の在り方について検討し、組織及び研究開発のマネジメントを充実させる。	・予算管理システムにより、研究開発課題に対する予算配分及び執行状況を適宜把握しているが、組織及び研究開発マネジメントを充実させるため、間接経費などのコスト把握についても検討中。	○	平成22年3月
	【自己収入の増大】 ○共同研究、受託研究について数値目標(年間20件)を設定し、自己収入の増大を図る。	・平成19年度は共同研究を31件、受託研究を21件実施し、平成19年度の自己収入が大幅に増加。	◎	平成20年3月
航海訓練所	事務及び事業の見直し 【社船実習の活用】 ○現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。	・海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練のうち、後半6か月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。 ・平成21年4月からの社船実習の実施に向け、平成20年8月、実習の具体的な内容の検討を産学官労の関係者で開始した。	◎	平成20年7月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
航海訓練所	<p>【帆船実習の在り方】</p> <p>○航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p>	<p>①帆船実習の義務付けの廃止</p> <p>平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士（航海）免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。</p> <p>②帆船実習の時期・期間の見直し</p> <p>学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期については、平成21年から3ヵ月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置した。</p>	◎	平成20年7月
	<p>【遠洋航海等を希望しない学生への措置】</p> <p>○現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6ヵ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>・遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行っている。</p>	○	平成20年度
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所の見直し】</p> <p>○連絡調整室（東京）を平成20年度中に廃止する。</p>	<p>・連絡調整室（東京）は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。</p>	◎	平成20年8月
	<p>【船隊構成の見直し】</p> <p>○内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p>	<p>・大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船（LNG船等）に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行っている。</p> <p>・小型練習船の導入について、航海訓練所においては「小型練習船の導入に関わる検討会」を設置し、練習船の仕様等について内部検討を実施しているが、今後、「内航海運の実態に則した教育訓練の早期実現」という内航海運業界からの要望も踏まえ、教育訓練の内容、それを実現するための練習船の設備、養成規模の推移、さらには、導入のための予算措置等について、内航業界を含めた調査委員会の設置も視野に入れ、検討を行うこととしている。</p>	○	平成23年度
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託機関との間で協議する。</p>	<p>・平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、平成20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。</p> <p>・引き続き、平成20年度において、さらなる見直しについて協議を行っている。</p> <p>・今後とも、海事人材の確保の観点から教育機関としての魅力を失わないことに配慮しつつ、見直しを図っていくこととしている。</p>	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
航海訓練所	○今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	・海上運送法の一部改正(平成20年7月17日施行)及び関係省令等の制定(平成20年7月31日施行)により、平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練の内、後半6か月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務づけた。 ・また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部を負担するよう措置した。	◎	平成20年7月
海技教育機構	事務及び事業の見直し 【船員再教育事業】 ○上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。	・平成20年4月から1級及び2級海技士コースを廃止した。	◎	平成20年4月
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○海技大学の児島分校については、その機能を海技大学本校等へ統合し、校舎は廃止する。	・平成20年度末を以て児島分校における船員養成業務を終了し、平成21年度から海技大学本校へ機能を統合することを決定した。 ・平成20年度においては、関係機関との調整作業及び教育機材の移設、廃棄に向けた準備作業を実施中である。	○	平成20年度
	【組織体制の整備】 ○平成18年4月の海技大学と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。	・平成20年4月までに、旧海員学校の調理教員3名を本部等に配置換えし、調理教育以外に入試対策業務等の事務も担当させることにより、法人としての一層の効率的運営を図ることとした。 ・さらに今後、現在一校当たり3~4名の配置となっている海上技術学校、海上技術短期大学(計7校)の事務職員について、本部への配置換えにより原則3名体制への移行を図るとともに、海技大学の管理業務担当事務職員の本部への配置換えを図ることにより、本部の管理機能の強化を推進する。	○	平成22年度
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。	・平成19年度から継続的に、関係業界と意見交換、協議を続けている。 ・中小船社の経営状況は、燃料油高騰の影響も加わり依然として厳しいことから、早期の負担増大を見合わせている。	○	平成22年度
	○海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。	・平成20年度の入学生から年間48,000円を60,000円に引き上げた。 ・今後も、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる計画である。	◎	平成20年4月
航空大学校	事務及び事業の見直し 【航空機操縦士養成事業】 ○操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成20年度以降、逐次必要な措置を実施する。	・国土交通省では、平成20年5月に有識者等からなる「航空大学校の業務の在り方等に関する検討会」を省内に設置して議論を行っているところであり、民間養成機関への技術支援については、本検討会での議論を踏まえ平成20年度以降逐次必要な措置を実施することとしている。	○	平成20年度以降

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
航空大学校	○将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成22年度に結論を得る。	・「航空大学校の業務の在り方等に関する検討会」において検討を開始しており、平成22年度に結論を得ることとしている。	○	平成22年度
	組織の見直し 【職員数の削減】 ○平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減する。	・平成18年度及び平成19年度にそれぞれ2名ずつ職員の削減を実施済。平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減することとしている。	○	平成22年度
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置する。	・「航空大学校の業務の在り方等に関する検討会」において受益者負担の拡大の可能性について検討を開始しており、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置を実施することとしている。	○	平成20年に結論を得て、以降速やかに措置
	【業務運営体制の整備】 ○航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。	・航空大学校が支出する経費について所要の分析を開始しており、得られた分析内容を踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進することとしている。	○	平成22年度
自動車検査	事務及び事業の見直し 【自動車検査・審査業務等の一元化】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車検査・リコール関係業務を移管する。	自動車審査・リコール関係業務について、H23年度からの自動車検査独立行政法人への業務移管を目的に、本省、研究所及び自動車検査独立行政法人の担当者による検討を進めているところ。	○	平成23年3月 目処
	【自動車検査業務】 ○法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント[72%→77%]向上の見込み)。	指定整備率を向上させるため、国土交通省が19年度から指定整備工場の要件を一部緩和したところ。	◎	平成19年4月 (今後とも引き 続き要件緩和 の周知を徹底)
	【民間競争入札の適用】 ○「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	21年度から落札者による事業開始に向けて、20年度に民間競争入札を行うための実施要項案について、平成20年8月12日から意見募集を実施。	○	平成21年4月
	○自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	21年度から落札者による事業開始に向けて、20年度に民間競争入札を行うための実施要項案について、平成20年8月12日から意見募集を実施。	○	平成21年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
自動車検査	組織の見直し  【組織体制の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係部署を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。	○4研究機関の第2期中期目標期間はH18～22年度であることから、自動車審査・リコール関係部署について、H23年度からの移管を目的に、関係者による検討を進めているところ。	○	平成23年3月
	○年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。	○業務量の推移をみつつ、ユーザー利便の低下を招かない範囲において、段階的に検査コース数を削減する。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化  【業務運営体制の整備】 ○要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。	○自動車審査高度化施設の導入に伴う「高度化施設特別研修」の新設等研修の充実に努めているところ。	◎	平成20年4月
	事務及び事業の見直し			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	【鉄道建設等業務】 ○現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。	鉄道建設に係るコスト縮減策の効果については、鉄道建設本部内に設置しているコスト縮減PTIにおいて検証し、一層のコスト縮減に努めている。19年度コスト縮減の取組・効果については、ホームページ上で国民に分かりやすい形で公開する予定である。	○	平成21年3月
	○整備新幹線の建設に係る進捗状況について、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表する。	整備新幹線の進捗状況については、本年4月より機構ホームページにおいて公表している。	◎	平成20年4月
	○鉄道建設に係る受託業務については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など支援を行う必要性が高いものに限定する。このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定し、当該基準に適合しているか同委員会が審議した上で受託工事の実施を判断する。	鉄道建設に係る受託工事の採択基準については、基準策定のための外部有識者による第三者委員会の設置に向けて準備を進めており、設置後可及的速やかに策定することとしている。	○	平成21年3月
	受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会で検証し、その結果をホームページなどで公表する。	受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果については、今後、設置する上記第三者委員会において検証し、その結果をホームページ上で公表する予定である。	○	平成21年3月
	【船舶共有建造等業務】 ○平成21年度までを重点集中改革期間とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」(平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構) (以下、「見直し方針」という。)に基づく取組を推進し、見直し方針の目標を確実に達成することを目指す。	船舶共有建造業務(海事勘定)においては「見直し方針」に基づき、平成17年度から平成21年度までを重点集中改革期間とし、同期間末において債務超過の大半を解消(平成15年度比8割減)することとしており、現在は同方針に基づき、債務超過の縮減のための措置を講じているところである。	○	平成22年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行う。	重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行うこととしている。	○	平成22年4月以降
	【高度船舶技術開発等業務】 ○利子補給及び債務保証を廃止する。	平成22年度末までに利子補給及び債務保証を廃止する。なお、同廃止に向け、利子補給及び債務保証については、助成等の対象となる新たな事業を採択していない。	○	平成23年3月
	○債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、実用化助成に重点的に活用する。実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。	基金の廃止及び関係者の合意の上での実用化助成への活用については、関係者との調整を図りつつ、検討を進めており、平成22年度末までに措置する。	○	平成23年3月
	【基礎的研究業務】 ○氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行う「マスキング評価」などの方策を導入し、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行う。また、国土交通省所管の研究所で実施している研究内容も把握した上で採択し、研究内容の重複を避ける。	1)「運輸分野における基礎的研究推進制度」平成20年度研究課題公募における書面審査(第1次審査)において、応募者の特定できる情報を伏せて研究内容のみで審査を行う「マスキング評価」を実施したところである。 2)応募課題の研究内容の重複確認については、応募申請時に他の競争的資金制度への申請・採択状況を申告させるとともに、本年1月より運用が開始された「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」により、全競争的資金制度を対象とした重複確認を実施した。国土交通省所管の研究機関で実施している研究内容との重複については、第1次審査を通過した研究課題の応募者情報や研究内容を国土交通省の各部署に照会するとともに国土交通省所管の研究機関の年度計画の確認をし、平成20年度応募研究課題の採択にあたり国土交通省所管の研究所で実施している研究内容との重複がないことを確認した。	◎	平成20年6月
○研究費の不正使用等の防止に関する取組の充実や、研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証を行う。	1)研究費の不正使用等の防止に関する取組については、平成19年8月30日に策定された「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針」(国土交通省)を踏まえて、研究上の不正行為及び研究費の不正使用等に伴う研究課題への参画の制限について、平成20年度応募要領に明記して募集を行った。また、継続中の研究についても研究費の不正使用等に対応する契約書の変更を行い、本年4月1日以降の契約に適用している。また、応募説明会や契約説明会において、不正に係る指針「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針」、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(総合科学技術会議)を配布・説明し、受託研究者・研究機関へ徹底する他、本制度に関するホームページに同指針を掲載し、周知徹底に努めている。 2)研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証については、平成19年度に、当制度による3年間の研究を終えた研究課題の研究者に対する、研究テーマの継続状況、研究成果の公表・活用状況等の追跡調査を実施したところ。	○	平成21年3月	
国際観光振興機構	事務及び事業の見直し 【海外宣伝事業】 ○市場別の事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。	平成20年度計画書において、市場別の事業計画を公表した。これに基づく活動を通じ海外における機能強化を図ることとしている。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国際観光振興機構	○海外観光宣伝事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとのパフォーマンスを示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行う。	海外観光宣伝事務所の管轄する市場の規模、将来性などを客観的に把握するための市場評価を含む事務所評価を行い、事務所の業務などにかかる指標等の設定を行う予定	○	平成21年4月
	【国内受入体制整備支援事業】 ○ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。	ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、第二期中期計画中に事業のあり方を検討することとしているが、今年度については、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする。」目標の実現に向け、国交省と協力の下、大手ホテルグループ、空港施設、日本百貨店協会、地方自治体・観光協会・空港施設等にビジット・ジャパン案内所への参加要請をする等の取組みを進めている。	○	平成23年3月
	【国際コンベンション誘致事業】 ○国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。	国として誘致することとしている大規模な会議とは、UIA(国際団体連合)統計基準の対象となりうる3カ国50人以上の会議であることから、これ以上の規模の国際会議について重点的に誘致活動を進めるほか、世界スカウトジャンボリー(平成20年7月誘致成功)など地域活性化に期待ができる国際会議の洗い出しを行い、重点的に誘致活動を進めることとする。 さらに、地域経済への効果が高いインセンティブ旅行の誘致について、アジア諸国からの誘致拡大を柱に誘致事業を進めていく。	○	平成22年度
	【アウトカム指標の設定に向けた取組】 ○国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献等の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施する。	諸外国の政府観光局の事例研究等により、アウトカム指標の設定に向けた取組を行うこととしている。今年度は事業パートナーに対してサービスの満足度の測定を実施する予定である。	○	平成22年度
	【民間競争入札の適用】 ○海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務(出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等)について、平成21年度実施分から、全13カ所の事務所のうち1事務所において、民間競争入札を実施する。	平成20年11月に入札公告を行い、平成21年5月に契約予定。	○	平成21年5月
	○通訳案内士試験業務(筆記試験問題案作成、試験申込み受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務)について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。 (試験会場の確保業務は原則すべての試験会場について実施)	平成20年8月に入札公告を実施。10月上旬に落札者を決定し、12月に契約予定	○	平成20年12月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。	平成20年4月1日に組織改正を行い、新たに設置した海外プロモーション部にVJC実施本部事務局機能を移管した。組織改正に伴い民間から新たに出向者6名を迎え入れ、VJC事務局機能の維持を整備した。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国際観光振興機構	<p><b>【支部・事業所等の見直し】</b>                      ○組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。</p>	<p>組織に関して、国内においては上述のとおり海外宣伝担当部門に民間からの出向者を新たに迎え入れたほか、海外観光宣伝事務所においては、現地採用職員の積極的な活用に向けた待遇等の検討を行っている。</p>	○	平成22年度
	<p>○国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。</p>	<p>国からの出向者については、今年度、海外事務所職員から順次縮小することとしている。</p>	○	平成22年度
	<p>○事務所数や配置の適正性について、市場の動向に即して不断の見直しを行う。</p>	<p>今年度から海外観光宣伝事務所の管轄する市場の規模、将来性などを客観的に把握するための市場評価を含む事務所評価を行うこととしており、これにより、事務所数や再配置等に関して検討していく予定。</p>	○	平成22年度
	<p>○日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>	<p>平成20年4月に国際交流基金と、8月に日本貿易振興機構との間で連絡会を開催し、業務連携強化に向けた取組の方向性について検討を開始した。</p>	○	平成22年度
水資源機構	<p><b>事務及び事業の見直し</b></p> <p><b>【建設事業】</b>                      ○現在計画策定中又は本体工事に着手していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。</p>	<p>本体工事に着手していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、予断を持つことなく実施された厳格な評価結果を受けて事業の実施が必要と認められるもののみを継続することを中期計画に規定し、取り組んでいる。</p>	◎	平成20年3月
	<p>○現在建設中の事業については、特定事業先行調整費制度の活用、利水者等の関係者間との連携強化により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。</p>	<p>ダム等建設事業の計画的かつ確かな実施、事業計画変更等によるコスト増の抑制及び財政負担の平準化を図るため、特定事業先行調整費制度や、関係都府県・利水者・機構等からなる事業費管理検討会などを活用して円滑な事業執行を図ることを中期計画に規定し取り組んでいる。</p>	◎	平成20年3月
	<p><b>【管理業務】</b>                      ○監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、人件費を始めとする管理コストの削減を図る。</p>	<p>単純、定型的な業務については、外部委託を100%とする他、合理的かつ効率的な業務執行を図るため、一層の機械化・電子化を推進するとともに、機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で外部委託の範囲を拡大することを中期計画に規定し取り組んでいる。                      また、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うこととし、平成24年度において平成19年度と比較して15%のコスト構造の改善を達成することを中期計画に規定した。</p>	◎	平成20年3月
	<p><b>組織の見直し</b></p> <p><b>【組織体制の整備】</b>                      ○本社のスリム化や近隣事務所の統合を行うとともに、総合技術推進室と現場事務所が一体となった効率的、機動的な業務の実施を推進する。</p>	<p>新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所（総合管理所）化等を行うことにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等について、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行う。また、間接部門の効率化を推進し、本社、支社・局のスリム化を行うことを中期計画に規定し取り組んでいる。                      平成20年4月には、利根導水総合管理所と武蔵水路改築調査所を統合し組織の効率化を図るとともに、総合技術推進室を総合技術センターに改組しその中に筑後川グループを設置するなど、効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時において機動的な業務遂行が可能となる体制の整備を進めている。</p>	◎	平成20年3月
	<p>○本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、当該計画とあわせ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行う。</p>	<p>平成20年3月に本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、それに基づき要員を配置した。計画的に要員配置の見直しを行うことを中期計画に規定し取り組むこととしている。</p>	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
水資源機構	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備・情報公開】                      ○水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと等を踏まえ、以下の措置を講ずることにより、内部統制を抜本的に強化し、体制の整備と信頼の回復を図る。                      ①当面の取組(既の実施中の取組を含む。)として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化(指名停止期間の延長)等を図る。                      ②内部統制体制の整備を図るため、倫理行動指針の策定、倫理委員会の設置、コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス専門窓口の設置、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等を行う。</p>	<p>業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置等を講ずることにより信頼の回復を図ることとしている。</p> <p>① コンプライアンス等の強化                      1) 機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針を本年7月1日付けで策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明した。(ホームページにて公表済)                      2) 倫理委員会(本年2月設置済)において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施している。                      3) 本社、支社・局、事務所ごとに、コンプライアンス推進責任者を選任(本年7月1日付けで選任)するとともに、本社に本年4月1日付けで特命審議役を設置し、法務担当部門を強化することにより推進体制の支援を図っているところである。                      また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において開催する。                      4) 機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置(本年7月1日付けで設置)するなど、推進体制を強化した。                      5) 倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受けている。</p> <p>② 監事機能の強化                      監事の機能については、内部統制の取組状況について監査しているとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図ることとしている。</p> <p>③ 入札契約制度の競争性・透明性の確保                      1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図っている。                      また、入札・契約の適正な実施について、監事による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行っている。                      2) 入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表している。</p> <p>④ 談合防止対策の推進                      談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既の実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図っている。                      また、違約金特約条項について、本年7月2日付けで改正を行い、課徴金免除業者との契約のうち、違反行為対象契約に該当するものについても違約金を請求することができるよう措置した。</p> <p>⑤ 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表                      関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。</p>	◎	平成20年7月
	<p>○コスト縮減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。その際、建設事業・管理業務ともに、事業実施主体間でのコスト比較を検討する。</p>	<p>平成24年度において、平成19年度と比較して15%のコスト構造の改善を達成する。このため、機構のコスト構造に関するプログラムの見直しを行い、各事業においてコスト構造の改善に取り組む。                      また、建設事業・管理業務ともに、コスト縮減に資する観点から水資源開発施設に係る事業実施主体間でのコスト比較を検討する。                      さらに、コスト構造の改善の取組・効果について、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。                      以上のことを中期計画に規定し取り組んでいる。</p>	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
自動車事故対策機構	事務及び事業の見直し 【生活資金貸付】 ○債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を進める。	・平成19年度において事故対策事業推進員(債権回収要員)の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ることにより、対前年度比8.1%の経費を削減したところであり、本年度も引き続き債権回収業務の効率化を推進し、債権回収経費の削減に努める。	○	平成21年3月 達成見込み
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減する。	平成20年4月に平成18年度末比で10%を上回る管理職(194人中25人)を削減済み。	◎	平成20年4月 達成
	運営の効率化及び自律化 【随意契約の見直し】 ○4カ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。	・療護センターの警備・清掃等の施設管理業務に係る業者の選定は、これまで療護センターの運営委託先に委ねていたが、透明性・競争性の一層の確保を図る観点から、機構が直接一般競争入札により業者の選定を行うこととした。 ・スケジュールとしては、平成20年8月11日公示を実施、8月19日に説明会を行った後、東北療護センターが同月26日、千葉療護センターが27日、中部療護センターが28日、岡山療護センターが29日にそれぞれ入札を実施した。	◎	平成20年8月 達成
	○療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。	・各療護センターが地域医療機関との連携により、その保有する高度先進医療機器を活用した外部検査に努め、平成19年度は、12,551件の外部検査を受託し、年度毎の外部検査件数11,000件以上を達成した。 ・なお、中期目標期間に係る平成21年度～23年度についても、引き続き目標とする外部検査の受託件数の達成に努める。	○	平成19年度分 平成20年3月 達成
	○指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上(平成18年度実績41.6%)に引き上げる。	・トップセールス等によるPR、受講・受診の促進等の結果、自己収入比率が49.8%(対前年度比8.2%増)となっており、引き続き自己収入比率の向上に努める。	○	平成22年3月 達成見込み
	事務及び事業の見直し 【緑地造成事業】 ○平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。	・大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについて、平成20年度末の告示に向け調整中。	○	平成21年度以降
空港周辺整備機構	【再開整備事業】 ○第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。	・廃止に向け、関係者と調整中。	○	平成22年度末
	○今後の再開整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。	・平成20年度以降、新規事業は第2種区域に限定して実施することとした。また、移転補償跡地を一般民間事業者へ使用許可することにより民間事業者を活用することとした。	◎	平成20年8月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
空港周辺整備機構	<p>【代替地造成事業】</p> <p>○代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。</p>	<p>・平成21年度に廃止すべく、次期通常国会における、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(騒防法)改正案の提出予定。</p>	○	平成21年度中
	<p>【民家防音事業】</p> <p>○工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。</p>	<p>・工事積算方法を簡略化し、また、空調機の工事単価及び機能低下に係る調査項目を見直すとともに、競争入札制度を導入し実施した。</p>	◎	平成20年4月
	<p>○事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で抜本的に見直す。</p>	<p>・関係自治体、学識経験者等の意見を聞きながら、現在、民家防音事業の在り方を検討中。</p>	○	平成21年度以降
	<p>【移転補償事業】</p> <p>○機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p>	<p>・大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについて、平成20年度末の告示に向け調整中。</p>	○	平成21年度以降
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。</p> <p>①部の廃止、統合 大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。</p> <p>②課の廃止 大阪事業本部において移転補償課を廃止する。</p> <p>③定員削減 部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。</p>	<p>・実施済み。</p> <p>・実施済み。</p> <p>・実施済み。</p>	◎	平成20年4月
	<p>○平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。</p>	<p>・上記の空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しと並行して検討中。</p>	○	平成22年度末

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
海上災害防止センター	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施</p> <p>②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん</p> <p>③防災基金への国の関与</p>	<p>平成22年度までに必要な措置を講じた上で、平成23年度を目途に新たな法人形態に移行する予定。</p>	○	平成23年3月目途
都市再生機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【都市再生事業】</p> <p>○都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。</p> <p>○都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定することとし、それらを判断するための基準を平成19年度内に明確化する。</p>	<p>・「都市再生事業実施に係る基準について」(平成20年3月28日付け)を公表した。</p> <p>・策定に当たっては、パブリックコメントを行い、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、19年度第3回事業評価監視委員会に対して説明を行った。</p>	◎	平成20年3月
	<p>○機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、上記の基準への適合について検証した上で、直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行うとともに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。</p>	<p>・20年度より、上記基準により、機構内での検証及び事業評価監視委員会での検証結果の評価を実施する。</p>	○	平成21年3月
	<p>○上記のほか、地域のまちづくりの方針との関係で支障がない事業については、売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。</p>	<p>・市街地再開発事業における特定建築者制度等の活用などにより、事業の各段階において民間事業者の参画意欲を確認し、可能なものについては、民間事業者に事業を委ねた。</p> <p>・また、都市再生パートナーシップ協議会等を通じた民間事業者との意見交換により、そのニーズ・意向等の把握に努め、民間の事業機会を創出した。</p>	◎	平成16年7月 (今後とも引き続き取り組みを実施)
	<p>【賃貸住宅事業】</p> <p>○賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。</p>	<p>・賃貸住宅ストックの有効活用及び募集時の優先入居や福祉施設の誘致による高齢者、子育て世帯等への適切な賃貸住宅供給の重点化について、その方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を平成19年12月に策定した。</p>	◎	平成19年12月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
都市再生機構	○すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努める。なお、保有する資産を売却するに当たっては、適正な価格で売却するよう努める。	・賃貸住宅ストックの平成30年度までの再生・活用の方向性(建替事業の厳選を含む。)やストック量の適正化目標を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を平成19年12月に策定し、公表した。 ・保有する資産を売却するに当たっては、近傍同種の土地の取引価格と均衡を失しないよう不動産鑑定機関による鑑定評価額を参考に譲渡最低価格を決定しており、更に公募手続き等を実施することで、適正な価格での売却を既に実施済み。	◎	平成19年12月
	○独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。			
	○市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。	・「都市再生事業実施に係る基準について」(平成20年3月28日付け)及び「独立行政法人都市再生機構業務方法書」(平成20年3月31日認可)において規定した。	◎	平成20年3月
	○賃貸住宅事業について、国民への説明責任を果たすため、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。	・平成20年3月に「UR賃貸住宅における家賃減額措置について」を公表した。	◎	平成20年3月
	○UR営業センターにおけるすべての業務及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。	・「公共サービス改革基本方針」に定められた当該業務について、内閣府官民競争入札等監視委員会において実施要項を審議中であり、同委員会の議を経て、平成20年度に民間競争入札を実施する予定。	○	平成21年3月
	【ニュータウン事業等】 ○ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒して供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒して業務を完了するよう努める。	・ニュータウン事業については、平成30年度末までに供給・処分を完了するよう、中止・縮小を含め、抜本的に事業計画を見直してきたところであり、今後とも引き続き、完成前における大街区での民間事業者への処分等を進め、前倒して供給・処分を完了するよう努めているところ。 ・特定公園施設業務については、国、テナント、地方公共団体等の関係者と機構資産の処分等に係る調整を実施しているところであり、これまでの計画を前倒するよう努めているところ。	○	平成31年3月
	組織の見直し			
	組織の見直し】 ○都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。	・整理合理化計画に基づき、政策目的に沿って業務の見直しを行っているところであり、これらの見直しを着実に進めるとともに、本年9月に設置する「都市再生・住宅セーフティネットあり方に関する検討会」において検討を行い、22年12月までに結論を得る予定。	○	平成22年12月
【組織体制の整備・情報公開】 ○関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。	・「随意契約見直し計画」を策定し、関連会社等との随意契約については、業務の抜本的見直しを行い、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行を図ることとした。 また、契約に係る透明性を確保するため①随意契約に係る工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 ②契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在 ③随意契約を締結した日 ④随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤随意契約に係る契約金額 ⑥随意契約によることとした理由 ⑦予定価格⑧落札率 ⑨再就職の役員の数(関係法人との随意契約分のみ)についてホームページで公表している。	◎	平成19年12月	
○(財)住宅管理協会については、組織形態を見直すことにより連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公表し、透明性を確保する。	・公益法人の見直しの状況も踏まえ、事業の公益性の点検も含め全面的な事業内容の見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討中。	○	平成23年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
都市再生機構	○ニュータウン事業縮小に伴い、体制を縮小する。	・ニュータウン事業の体制については、25年度末までに工事を完了する計画を推進していく中で、毎年度見直しを行い、事業の進捗に伴い、体制を縮小し、25年度末には平成13年度の常勤職員数1,500人体制から概ね4分の1とする予定。	○	平成26年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【関連会社等との随意契約の見直し】 ○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。	・「随意契約見直し計画」を策定し、関連会社等との随意契約については、業務の抜本的見直しを行い、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行を図ることとした。	○	平成21年3月 (移行に時間を要するものを除く)
	○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。	・関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証した結果、同業種より自己資本水準が高い日本総合住生活(株)は、資本金及び利益準備金以外の剰余金を、団地環境整備を通じた還元や株主への配当増額により処分することについて、機構以外の株主の理解を得た上で、株主総会において決議した。	◎	平成20年6月
	【組織体制の整備・情報公開】 ○事業リスクの管理を徹底し、その精度を向上させる。	・事業リスクの管理の精度の向上のために、事業執行管理調書の様式の見直しを20年度に実施する予定。	○	平成21年3月
	○人員について、平成20年度末目標4,000人体制から平成25年度末までに更に2割削減する。	・20年度末の4,000人、25年度末の3,200人体制に向けて取り組む予定。	○	平成26年3月
	【保有資産の見直し】 ○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。	・事務所については、平成22年3月までに事務所再編計画を策定予定。	○	平成22年3月
	○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。	・研修センターについては、その必要性を吟味し、コスト比較等の調査を実施し、結論を得る予定。	○	平成22年3月
	○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。	・証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、機構の経営状況・実施に係るコストを踏まえ検討を進め、平成21年3月までに結論を得る予定。	○	平成21年3月
	○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定する。	・分室については、再開発予定地区にある分室を除き19年度末に売却した。	◎	平成20年3月
	○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。	・保養所については、平成20年3月に一括して処分した。	◎	平成20年3月
	○宿舎については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舎再編計画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。	・宿舎については、平成21年度以降5年間の宿舎再編計画を、平成20年度末までに策定予定。	○	平成21年3月
	○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。	・倉庫については、平成22年3月までに倉庫再編計画を策定予定。	○	平成22年3月
○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。	・再開発ビルの事務所床の残18物件については、従前権利者との関係等を踏まえ、平成21年3月までに売却等処分に関する計画を策定する予定。	○	平成21年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
都市再生機構	○居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。	居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く)については、借地人から買受けの申出があった場合における売却の調整・判断に係る基準を平成21年3月までに策定する予定。	○	平成21年3月
	○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。	・分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、平成21年3月までに売却等処分に関する計画を策定する予定である。	○	平成21年3月
	○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。	・平成19年度内に特定目的会社(TMK)を利用し、所要資金の調達にかかる募集を金融機関等が幅広く参加できるような形態で実施した。	◎	平成20年2月
	○ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。	・ニュータウン地区内の利便施設については、賃借人である施設運営会社と協議中。協議が整い次第、平成20年度中に売却手続きを実施予定。	○	平成21年3月
奄美群島振興開発基金	事務及び事業の見直し 【融資業務・債務保証業務】 ○奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。 上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。	奄美群島振興開発審議会において、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方について、鹿児島県の総合調査等を踏まえて審議が行われ、平成20年6月25日に意見具申が行われたところであり、奄美群島振興開発特別措置法の改正・延長に向けた検討とともに、抜本的な見直しについて検討を進めている。	○	平成21年3月
	○融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等に対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。	奄美群島振興開発審議会の意見具申において、平成21年度以降の奄美群島の振興開発については、農業、観光及び情報通信産業の振興や人材の育成による雇用機会の拡大が重要であること、奄美群島振興開発基金については、資金需要の発掘機能やコンサルタント的役割を強化して事業者の起業、事業転換、多角化等を支援すべき等の方向性が示されたことから、これらを踏まえて、他の金融機関等に対応できない、あるいは、奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件について具体的な検討を進めている。	○	平成21年3月
	○融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。	奄美群島振興開発審議会の意見具申において、平成21年度以降の奄美群島の振興開発については、農業、観光及び情報通信産業の振興や人材の育成による雇用機会の拡大が重要であること、奄美群島振興開発基金については、資金需要の発掘機能やコンサルタント的役割を強化して事業者の起業、事業転換、多角化等を支援すべき等の方向性が示されたことから、これらを踏まえて、融資メニューの統廃合、地域活性化、事業再生等への重点化、償還期間・限度額の見直し、短期運転資金の限定化等について具体的な検討を進めている。	○	平成21年3月
	○債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。	奄美群島振興開発審議会の意見具申において、平成21年度以降の奄美群島の振興開発については、農業、観光及び情報通信産業の振興や人材の育成による雇用機会の拡大が重要であること、奄美群島振興開発基金については、資金需要の発掘機能やコンサルタント的役割を強化して事業者の起業、事業転換、多角化等を支援すべき等の方向性が示されたことから、これらを踏まえて、保証限度額の見直しや保証のカバー率の引き下げについて具体的な検討を進めている。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
奄美群島振興開発基金	運営の効率化及び自律化			
	<p><b>【業務運営体制の整備】</b>                      ○ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。</p>	<p>監事監査・会計監査人監査の充実、コンプライアンス・マニュアルの作成・配付、内部検査の強化・計画的実施等により、実効ある業務実施体制を構築に努める。</p>	○	平成21年3月
	<p>○審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。</p>	<p>・全案件を審査委員会で審査する等の審査の厳格化、定期的なモニタリングの実施等の債権管理の強化、担保物件の処分促進等の回収の強化により、リスク管理債権の削減を図っており、引き続き、資産の健全性向上に努める。                      ・保証及び融資業務において、利用者のリスクに応じた保証料率及び貸付利率体系への見直しを行っており、引き続き、自己収入の増加に努める。                      ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、本部職員の特勤手当の引き下げ等による人件費の削減、出張体制の見直し等による旅費の削減等により一般管理費を削減しており、引き続き、削減に努める。                      ・平成19年度決算において、収支改善により累積欠損金を削減しており、引き続き、財務の健全化に努める。</p>	○	平成21年3月
<p>○中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。</p>	<p>・研修の実施等により中小企業信用情報データベースの更なる活用を図る等の審査の厳格化、期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管する等の期中管理の強化により、新規延滞債権の抑制に努める。                      ・法的回収の強化、債務者区分に応じた管理・回収策の実施等により、回収金の増額に努める。                      ・「事業者再生支援委員会」を設置し、地元金融機関等とも連携しながら、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。                      ・上記の取組等により、平成19年度決算において、リスク管理債権を削減しており、引き続き、その削減に努める。</p>	○	平成21年3月	
日本高速道路保有・債務返済機構	組織の見直し			
	<p><b>【組織体制の整備】</b>                      ○現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、実料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時まで検討する。</p>	<p>整理合理化計画の着実な実施を担保するため、独法通則法に基づき策定する高速道路機構の平成20年度計画において、現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、検討を進める旨を明記した。</p>	○	平成22年3月
	運営の効率化及び自律化			
	<p><b>【業務運営体制の整備】</b>                      ○対外的に理解の得られるラスパイレクス指数の達成のため、日本高速道路保有・債務返済機構の業務内容に応じた適材適所の人員配置を各出向元の協力を得ながら推進し、組織運営の効率化を徹底する。                      また、このような取組を通して、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において定められた人件費5%以上削減（平成18年度～平成22年度）を、平成21年度までに前倒して達成する。</p>	<p>平成19年度においては、総務部担当部長を廃止するとともに、経理・資金業務の経理部への集約に伴い、関西業務部資金課を廃止することで、現員を増やすことなく、保有資産に係る資産管理体制の整備・強化を図り、機動的な組織運営を行った。また、人事異動等に伴う適材適所の人員配置に取り組んだ。                      これらの取り組みを通して、平成19年度においては、「行政改革の重要方針」において定められた人件費について、基準年度（平成17年度）と比較して、6.5%削減した。</p>	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本高速道路保有・債務返済機構	○役職者の割合が高くなっていることがラスパイレス指数を高めている一因であることにかんがみ、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることとし、現中期目標期間中に具体的な見直し計画を策定する。	整理合理化計画の着実な実施を担保するため、独法通則法に基づき策定する高速道路機構の平成20年度計画において、組織体制の見直し計画の策定に向けた検討を進める旨を明記した。組織体制について、平成19年度は、総務部担当部長及び関西業務部資金課を廃止などの措置を講じ、平成20年6月には、人事異動に伴い企画審議役から調査役への転換を実施したところであり、引き続きスタッフ管理職の見直しを含む管理職の削減などを進める。	○	平成22年3月
	○内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。	内部統制委員会において、業務全体の自己評価を行うとともに、平成19年11月からは個別の契約状況についても定期的に審議するなど、内部統制機能の強化に努めている。また、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を平成20年9月に実施予定。	○	平成20年9月
	○債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性を確保する。	平成20年8月に、平成19年度決算の公表に合わせて、債務返済状況、財務諸表の追加情報、高速道路の収支関連情報、建設・維持管理の状況等を内容とする高速道路事業関連情報について、記者発表および高速道路機構ホームページへの掲載を実施した。	◎	平成20年8月
住宅金融支援機構	事務及び事業の見直し 【証券化支援業務】 ○住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等の検討を行う。 また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。 組織の見直し	● 機構MBSについては、MBSの発行に要する引受手数料の引き下げを行うとともに、引き続き機構MBSを毎月安定的に発行し、証券化市場の育成・拡大を図っている。 ● 保証型スキームに関しては、融資先のデフォルト率等のモニタリングによって利用者に対する審査の的確性確保及び信用リスクへの適切な対応を行いつつ、複数の金融機関の債権を一括して証券化するマルチセラー方式の検討を行っている。 ● 8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、引き続き対象としていない。	○	平成21年度
	【法人形態の見直し】 ○住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとする。	● 平成20年3月に住宅局長の私的諮問委員会である「住宅金融のあり方に係る検討会」(座長：八田達夫政策研究大学院大学学長)を設置し、住宅金融における公的な役割及び住宅金融市場を補完する機関の組織形態を検討中。 ● 同検討会において、平成20年6月30日に現段階における第一次の論点整理をとりまとめ、住宅金融における公的な役割等に関し一定の整理を行った。 ● 今後は、組織形態の変更が資金調達コストや信用力に及ぼす影響等について引き続き検討を進め、組織形態を含めた機構の在り方を整理する。	○	平成21年12月
	【支部・事業所等の見直し】 ○市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方について、機動的に見直しを実施する。 ○一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。	● 平成19年度の組織見直しにおいて、一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、証券化支援業務を中心とした各機能別組織とするとともに、業務効率化の観点から、電話相談業務、個人系審査業務等を支店から本店へ集約化した。 ● 平成20年度の組織見直しにおいて、本・支店の債権管理部門の縮小・統合を実施した。具体的には、債権管理を担当するグループを削減するとともに、既往債権管理部門の人員数を削減して、証券化支援部門の人員数を増やした。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

国土交通省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
住宅金融支援機構	○業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減する。	●平成20年4月1日時点の常勤職員数は984人(対平成19年度期首(1,021人)で約4%減)であり、平成23年度末の削減目標に向けて取り組んでいるところ。	○	平成24年3月